

理 由 書

区域区分に関する都市計画は、昭和45年の当初決定以来、7回の見直しを行ってきたところですが、今回、令和2年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、当該都市計画区域において適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備の推進を図るため、本案のとおり変更するものです。

また、坂本地区、西長窪地区等については、道路整備及び河川改修等による区域区分境界の地形地物等の変更に伴う市街化区域もしくは市街化調整区域への編入を行います。